

高知大学医学部放射線安全委員会規則

平成16年4月1日
規則第214号

最終改正 令和7年3月27日規則第111号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部地区研究部門放射線障害予防規則（以下「医学部予防規則」という。）第4条第2項及び高知大学医学部附属病院放射線障害予防規則（以下「附属病院予防規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、高知大学医学部放射線安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、高知大学医学部における放射線障害の発生防止及び安全確保に関する事項並びに放射線施設の維持及び運営に関する事項を審議し、学部内の連絡調整を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線施設の設置及び改廃に関すること。
- (2) 放射線障害防止対策の立案及び調査に関すること。
- (3) 使用状況等の確認及び施設、帳簿書類等の検査に関すること。
- (4) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及びこの規則の実施の確保のための指示に関すること。
- (5) 学部長に対する意見の具申に関すること。
- (6) 事故及び危険時の対策並びに措置に関すること。
- (7) 医学部予防規則及び附属病院予防規則の制定及び改廃への参画に関すること。
- (8) 放射線施設及び設備の維持及び運営に関すること。
- (9) その他放射線障害の防止に関する必要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部予防規則第5条に定める主任者又は主任者代理
- (2) 附属病院予防規則第5条に定める主任者又は主任者代理
- (3) 病院長
- (4) 総合研究センターの基幹教員のうち、生命機能解析部門又は動物資源開発部門担

当の者 1人

- (5) 放射線部運営委員会委員長
- (6) 医学部の基幹教員の教授又は准教授 若干人（医学科担当の者3人以上とする。）
- (7) 産業医
- (8) 医学部・病院事務部長
- (9) 看護部長

2 前項第6号に掲げる委員は、学系教授会の議を経て、学部長が委嘱する。

3 第1項第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により安全委員会において選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会には、特別の事項について意見を聴く必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。

3 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月20日規則第87号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月2日規則第14号）

この規則は、平成25年4月2日から施行する。

附 則（令和元年7月31日規則第23号）

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第111号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から高知大学医学部放射線安全委員会の委員に委嘱されている者は、この規則による改正後の高知大学医学部放射線安全委員会規則により委嘱されたものとみなす。